

住みよいまちは、道づくりから

安全で快適に住めるまちづくりを目指して

条例に基づき建築確認申請を
する前に狭あい協議が必要です！

府中市

ぎょう
狭あい道路

拡幅整備事業

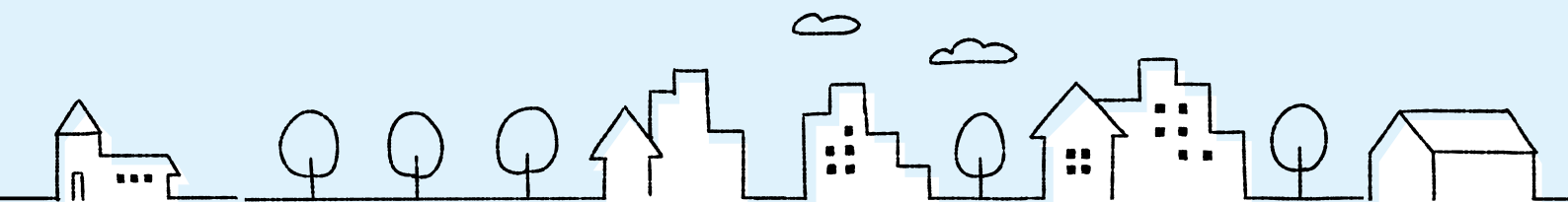
府中市が土地の
寄附等をいただき
セットバック用地を
道路整備

人も車も安全に 災害時の避難も円滑に



府中市

令和8年4月1日より、狭あい道路の整備に関する業務が、建築指導課から道路課へ変わります



狭あい道路拡幅整備事業のご案内

はじめに

私たちの生活に密着した道路は、単に通行のためだけでなく、日照や通風などを確保し住みやすい環境を守るとともに、災害時や緊急時の道路として重要な役割を担っています。

ところが、府中市内には幅が4mに満たない狭い道路(狭あい道路)が数多く存在し、良好な住環境の向上を図っていくうえで、大きな課題となっています。

そこで、府中市では、「誰もが安全で快適に利用できる、持続可能な道路機能の確保」をめざし、狭あい道路の解消を目的とした「狭あい道路拡幅整備事業」を行っております。



事業概要

府中市狭あい道路の拡幅に関する条例に基づき、府中市内の建築基準法第42条第2項道路に接する敷地で建築確認申請を提出する前に後退範囲、後退用地等寄附の有無について事前協議を行うこととしております。

この事前協議で、土地所有者のみなさまのご理解とご協力を得て、道路用地として寄附を頂ける場合、本市で後退用地の測量、登記、道路整備を行います。

事業の目的

道路を4m以上に拡幅することにより市民生活に密接かつさまざまな形で防災上重要な役割をはたせるよう生活道路としての機能向上を図ることを目的としています。

事業の対象

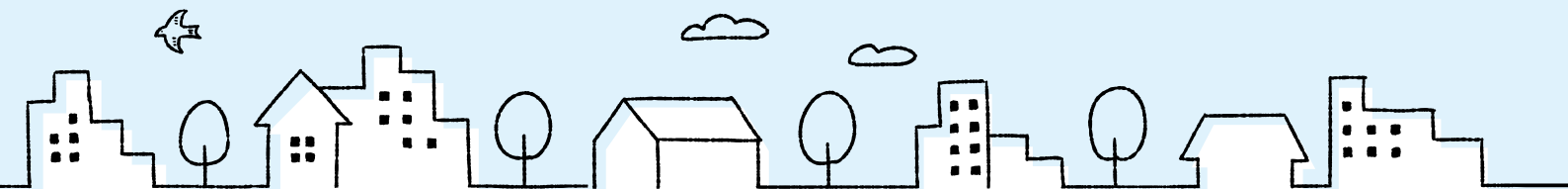
市が管理する建築基準法第42条第2項の規定により指定された道に係る後退用地等、又は、道路法の道路として認定された道路又は市有通路のうち、幅員4m未満の後退用地等。

なお、用地の提供により建物の改造等が必要な場合や、府中市地域まちづくり条例第17条第1項各号の開発事業は除かれます。また、道路と民地との境界が確定している土地、又は確定することができる土地であること。

事業の内容

寄附等していただいた後退用地等については、市が道路中心から2mの測量、分筆登記、所有権移転登記及び道路整備を行います。

後退用地等に塀等、門、樹木がある場合は、除却又は移設に係る工事費用の一部を助成するとともに、寄附していただいた場合は、奨励金も交付します。



事業者のみなさまへ

※建築主及び土地所有者

府中市狭あい道路の拡幅に関する条例第5条に基づき、建築基準法第42条第2項道路に接する敷地で建築確認申請等を提出する30日前までに、本市と協議が必要となります。



府中市狭あい道路拡幅整備 事前協議の流れ

(第1号様式)

狭あい道路拡幅整備事前協議申請書提出

※建築確認申請等を提出する30日前までに提出してください。

【添付書類】

申請書はネットでダウンロードできます
案内図、公図写、登記事項証明書、
配置図(2項道路の後退位置について疑義がある場合は、事前に建築指導課へご相談ください。)
委任状(代理人が申請する場合)

－後退用地等の協議内容－

後退範囲:元道中心から2m後退しているか
権原:後退用地等を寄附等するかどうか
整備:誰がどのように整備をするか
維持管理:誰が維持管理をするか

【寄附等する場合】

「(第7号様式) 寄附申込書」、又は
「(第8号様式) 無償供用申込書」を提出

【自主整備する場合】

「(第4号様式) 自主整備計画書」を提出

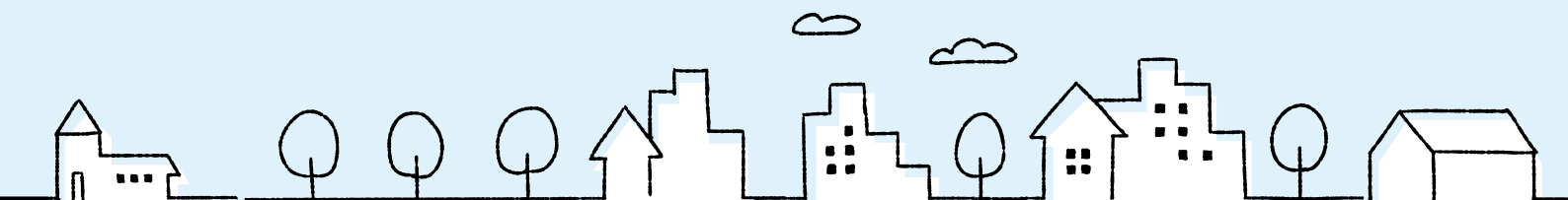
(第2号様式)

狭あい道路拡幅整備協議済通知書交付

協議が整った場合、協議済通知書を交付しますので、民間確認検査機関等へ写しを提示してください。

約
30
日

※建築を伴わない敷地で寄附等をして頂ける方は、
(第3号様式) 狭あい道路拡幅整備協議申請書を提出して下さい。



市民の皆様へ

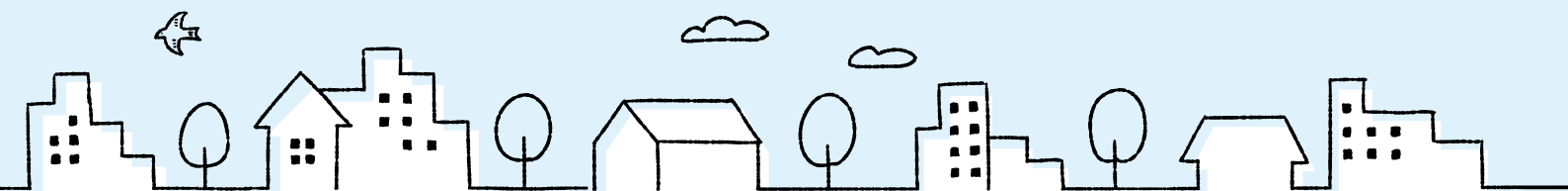
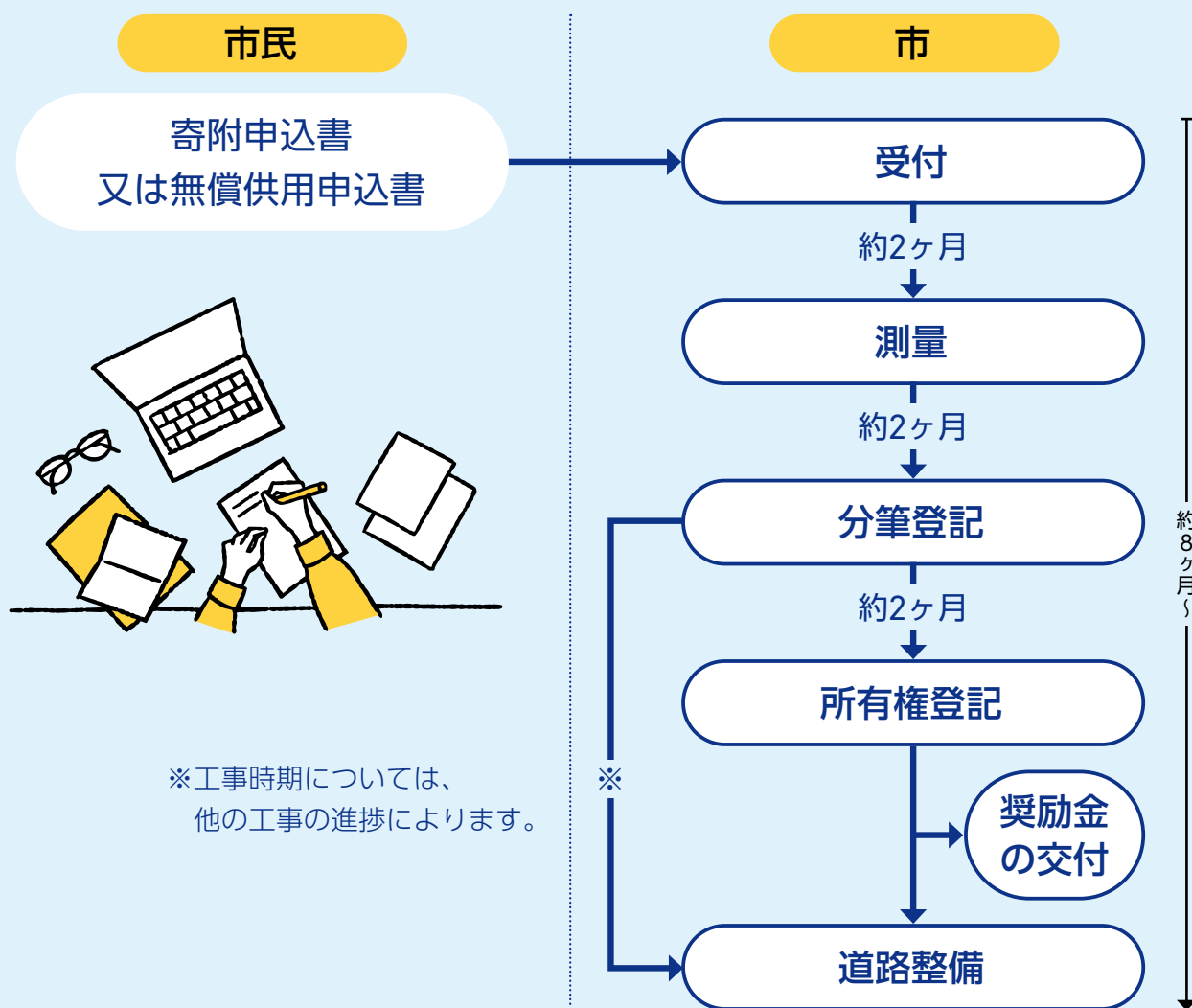
※土地所有者

府中市狭あい道路の拡幅に関する条例第8条第2項に基づき、狭あい道路の後退部分を寄附して頂いた場合、奨励金を交付できることとなりました。

なお、寄附又は無償供用(奨励金対象外)をして頂いた場合、本市で測量、分筆登記、所有権移転登記(寄附のみ)、道路整備を行います。



1. 狭あい道路拡幅整備の流れ



2. 奨励金について

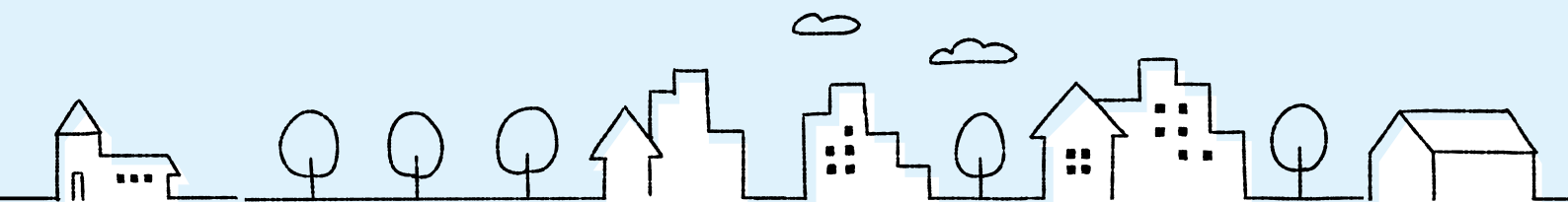
後退用地を寄附していただいた場合、寄附面積に応じて次の金額を交付します。

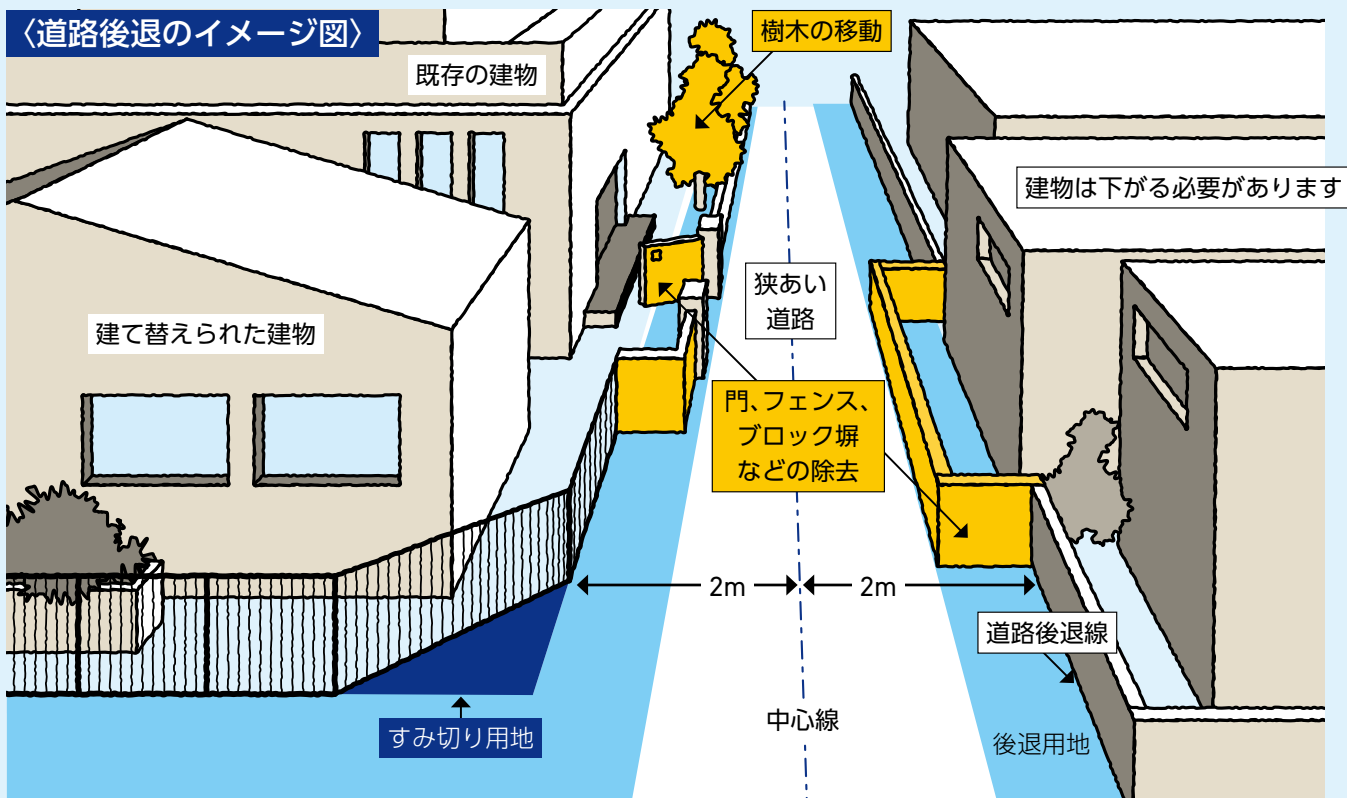
区 分	金 額
後退用地に係る奨励金	1㎡あたり固定資産税路線価の10分の1に相当する額
隅切り用地に係る奨励金	1㎡あたり固定資産税路線価の2分の1に相当する額

3. 助成制度について

寄附等していただいた後退用地等の内にある次に定める物を除却、
又は移設した場合次の金額を交付します。

区 分	内 容	金 額
塀等の 除却費	塀等を除却することに要する費用	1mあたり：6,000円
塀等の 移設費	塀等を除却し、拡幅整備に支障のない位置に塀等を設置することに要する費用	1mあたり：14,000円
門の 除却費	門を除却することに要する費用	1箇所あたり：10,000円
門の 移設費	門を除却し、拡幅整備に支障のない位置に門を設置することに要する費用	1箇所あたり：20,000円
樹木の 移設等費	樹木の移設等に要する費用	高木(目通り30cm以上) 1本あたり：50,000円 中木(目通り15cm以上30cm未満) 1本あたり：10,000円 低木(目通り10cm以上15cm未満) 1本あたり： 6,000円





支障物件の設置禁止

条例第10条に基づき、事前協議を行った建築基準法第42条第2項道路の後退用地等に、災害時に避難・通行の支障となる支障物件を設置することを禁止しています。

違反して支障物件を設置した者に対しては、是正のために必要な範囲で勧告を行い、当該勧告に正当な理由なく従わない場合は氏名又は住所並びに勧告の内容を公表します。

〈支障物件の例〉



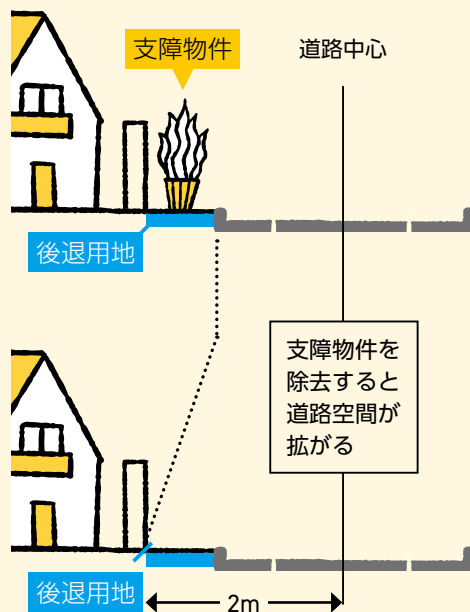
花壇



プランター



自動販売機



問合せ先

- ・ 寄附や道路整備に関すること：府中市都市整備部道路課狭あい道路係 電話：042-335-4327 (直通)
- ・ 道路後退線に関すること：府中市都市整備部建築指導課審査係 電話：042-335-4034 (直通)



各種申込書等がダウンロードできますのでご利用ください。
<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/machi/kyouaidourokakufukuseibijigyou.html>



狭あい道路拡幅整備事業は、持続可能な開発目標 (SDGs) のうち、特に目標11をめざして取り組んでいます。府中市では、引き続きSDGsに取り組んでいます。